

援護が必要な全ての人に安心した年末年始を 日本共産党名古屋市議団が健康福祉局に要請（12月8日）

日本共産党名古屋市議団は12月8日、健康福祉局長と年末年始援護事業について懇談しました。

第41回援護事業。まずは事前相談へ

名古屋市では1977年（昭和52年）から安定した住居を持たない日雇労働者などを対象にした年末年始援護事業を行っており、今年で41回目となります。最近ではホームレスの方が主な対象となっていますが、臨時の相談窓口を開き、無料宿泊所を開設しています。

今年も各区役所で事前相談を実施、29日（金）には中村区役所で朝8時30分から午後2時まで、臨時相談所を設けます。臨時相談所では、無料宿泊所への入所や、施設への入所、医療機関の受診及び入院、帰郷のための旅費支給などの援護を行います。

無料宿泊所も用意（定員120人）

29日から翌年1月4日まで、お金がなく泊まる場所のない人を対象に、120人分の無料宿泊所が開設されます。結核検診や健康相談もでき、食事も提供されます。

一時期よりは落ち着いてはきたものの、まだ生活と住まいに困っている方は少なくなりません。必要な方にはぜひ相談に行くようおすすめください。

2017年度の年末年始援護対策

- (1) 事前相談の実施
 - ・場所 区役所民生子ども課・支所区民福祉課
 - ・期間 2017年12月21日（木）、22日（金）、26日（火）、27日（水）、28日（木）、
 - ・時間 午前9時～午後3時まで
 - ・内容 ① ホームレス自立支援施策、生活保護の相談・援護
② 臨時相談所の事前予約
- (2) 臨時相談所の開設
 - ・場所 中村区役所（中村区竹橋町36-31）
 - ・期間 2017年12月29日（金）
 - ・時間 午前8時30分から午後2時まで
 - ・内容 ① 無料宿泊所への入所
② 生活保護施設、養護老人ホーム等への入所
③ 医療機関における受診及び入院
④ 帰郷のための旅費支給
- (3) 無料宿泊所の開設
 - ・場所 旧船見寮（港区船見町46番地）
 - ・期間 2017年12月29日（金）～2018年1月4日（木）朝
 - ・人員 120人
 - ・対象 年末年始に資力がなく泊まる所がない人

過去の実績（人）

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
相談件数	435	249	199	169	115	98	102	88	34
宿泊者数	394	211	173	153	107	93	89	78	64



困窮者支援も含めた年末年始援護対策の充実に関する申し入れ

名古屋市長 河村たかし様
2017年12月8日
日本共産党名古屋市議員団 団長 田口一登

市民の健康と暮らしを守る毎日の取り組みに心からの敬意を表します。

名古屋市長が長年取り組んできた、日雇労働者等の宿泊場所等に困窮する方々への無料宿泊所の提供や臨時相談所の開設などの年末年始援護施策は、大切なセーフティネットです。昨冬も減少したとはいえ64人が無料宿泊所を利用しており、民間団体による野宿者支援の越冬活動などとともに、市民の命綱となっています。経済的格差と貧困は、子ども、若者、高齢者と年代を問わず広がり、マスコミ報道などでも多く取り上げられています。

子どもの貧困に対しては、愛知県の実態調査が行われ、また「子ども食堂」などの動きも広がり、学習支援事業の拡充もふくめ、取り組みが強化されてきました。

仕事・暮らし自立サポートセンターが市内三カ所に設置され、生活困窮者に寄り添う支援活動も本格的に始まりました。

一方、ホームレス状態の方には5割を超えて精神障害や知的障害の方が存在しているとの調査結果も出され、個々の状況に応じたきめ細かい支援が必要になっています。

派遣をはじめ不安定雇用の広がりを背景に、生活や仕事、お金や住まい、病気などに困っている市民は少なくなりません。ワンストップで相談でき、適切なサポートができる仕組みが痛切に求められています。とりわけ年の瀬には、誰もが安心して正月を迎えることができる独自の温かい支援策が必要です。

毎年この時期に取り組まれている「年末年始援護対策」を継続するとともに、困窮者支援とあわせて、現状に見合うよう改善するために、以下の諸点を申し入れます。

1. 援護が必要な方すべてが安心して年末年始を過ごせるように、支援団体とも連携し、無料宿泊所と事前・臨時相談窓口に関する広報がいきわたるよう努めること。
2. 年末年始援護対策の対象者にも少なくない精神や知的障害の方が含まれている実態を踏まえ、精神保健福祉士などの専門職による障害に応じた支援に努めること。
3. 結核検診はじめとする健康診断とともに、歯科についても歯科衛生士による口腔内観察などの健康チェックに努め、必要な受診につなげていくこと。
4. 助け合いが話題となる年末の時期を、困窮者支援を進める集中期間として設定し、ひとり親世帯も含めた貧困の実態把握と相談者を掘り起こす施策をすすめること。
5. 仕事・暮らし自立サポートセンターなどでも、年末年始の臨時相談窓口の開設や緊急時の宿泊場所を現在の時代にふさわしい水準で提供するなど、年末年始援護施策の機能強化を検討すること。